

提供日 2026/06/22  
タイトル 住民監査請求の受理  
担当 監査委員事務局監査課  
連絡先 監査班  
TEL 054-221-2927



幸福度日本一の静岡県

東部農林事務所の不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求を令和8年6月3日に受け付け、令和8年6月18日に監査委員協議会を開催し、要件審査を行った結果、これを受理して、監査を実施することを決定した。

### 1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1 星野 光央 (ほしの みつお)

### 2 監査対象機関

静岡県経済産業部農地整備課  
静岡県経済産業部東部農林事務所

### 3 請求の要旨

だれが。(県の執行機関又は職員) :

静岡県経済産業部東部農林事務所

※支出を行ったのは東部農林事務所だが、この請求の事案には、交通基盤部公共用地課が深く、深く、深く関わっている。

その他、複数の事務所

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。 :

令和7年度 静岡県全局部課 不動産の鑑定評価業務発注件数及び報酬額のうち法人A\*が第1位 (70を超える県内不動産鑑定業者の中で1番)

| 鑑定委託  |           | 件数等   | 金額等          |
|-------|-----------|-------|--------------|
| 全体    |           | 242 件 | 73,340,150 円 |
| うち法人A |           | 33 件  | 6,787,000 円  |
| 割合    |           | 13.6% | 9.3%         |
|       | うち東部農林事務所 | 5 件   | 565,400 円    |

東部農林事務所用地管理課が鑑定委託したものの内訳

|    |         |  |        |         |     |
|----|---------|--|--------|---------|-----|
| 4  | R7.5.12 | 駿東郡小山町棚頭字西原<br>1387 番                    | 44,000 | R7.7.10 | 意見書 |
| 11 | R7.6.12 | 伊豆の国市四日町字亀田<br>314 番 4                   | 44,000 | R7.7.22 | 意見書 |
| 12 | R7.6.13 | 三島市字観音洞 4704 番 912<br>三島市字観音洞 4704 番 946 | 88,000 | R7.7.10 | 意見書 |

\* 個人情報等に係る原文の記載について、A~Cで置き換えてあります。

|    |            |  |          |           |       |
|----|------------|--|----------|-----------|-------|
| 16 | R7. 12. 16 | 御殿場市柴怒田字ツイチ<br>710 番 18                          | 44, 000  | R8. 2. 27 | 意見書   |
| 17 | R8. 1. 28  | 御殿場市永塚字古屋ノ沢<br>171 番地の 4、173 番地の 1、<br>173 番地の 5 | 345, 400 | R8. 3. 23 | 鑑定評価書 |

特に 17 345, 400 円の支出。

報酬として

法人Aに支出した。

**その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。：**

どちらの財政支出行為においても、共通している。

- ◎ 1 業者選定の過程が違法。絶対公正公平でなければならない地方公共団体として、公平性を欠き続けている。
- ◎ 2 法人Aは、前回、違法・不当な不動産鑑定評価書を作成した不動産鑑定士Bが専任、発行した業者としても違法・不当であった。
- ◎ 3 10年以上に渡って、静岡県行政の鑑定評価業務を圧倒的シェアで受けてきたC事件の後釜である。すぐにわからないなら、その前兆と言ってもいい。兆しがあれば直ちに対処しなければならない。平時における危機管理の大前提である。
- ◎ 4 不要な鑑定評価業務のために支出した行為が、地方自治法（最小の経費で、最大の効果でなければならない）に反した行為である。最大の効果は、この鑑定評価業務を発注しなくても得られた。最小の経費（0円）は、この鑑定評価業務を発注しないことで実現した。地方自治法違反。
- ◎ 5 東部農林事務所の職員が、静岡県の大変に貴重な、実に貴重な、「県知事も副知事も1円も無駄にしてならない」と言い続けている、その金を、自身の人事評価の向上、出世、つまり私的利益のために支出させた、その行為が静岡県及び静岡県民に対する背信行為。地方公務員法違反。背任罪なら、刑事事件である。かねてから、特定の職員である彼は、その「意思（法律上は故意や悪意というかもしれない）」を示していた。県民に対して敵愾心もむき出しにしているようだ。警察にも通報済みである。
- ◎ 6 彼と法人Aは共謀関係にある。そのことが、地方自治法違反。
- ◎ 7 東部農林事務所のその他職員も、これらの事実を知りながら、静岡県や警察に通報せず、正そうとしなかったのは同罪。適法な職務を、職員が怠ったことが地方公務員法違反。
- ◎ 8 地方自治法違反であり、上記契約は無効。

静岡県条例に複数違反している。

●静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例

「努める」とされているのは、適法な業者のみである。法令順守、コンプライアンス重視をうたっているのは、静岡県そのものである。最も声高に宣言しているのも静岡県である。それにもかかわらず、東部農林事務所は、違法に鑑定業を行っていた者の受注機会を増大させた。

それも、適切に、中小企業者の受注機会の確保を行っていないとすれば、総務省の通知や政府の閣議決定に反している。これは、公務員失格である。

#### ●静岡県の公契約に関する条例

事業者は法令順守が求められている。

また、公共用地課が、監査委員から意見が出されて、公表した改善措置が、静岡県全職員に周知徹底できていないことは、監督及び指導の責任を果たしてこなかった証拠である。違法及び不当な職務行為であった。

最後に。上記を違法だと認識しながら、取消すことなくそのままにしている行為は、静岡県に損害をもたらす職員による背信行為である。

**その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：**

支出した報酬額全額が損害

**どのような措置を請求するのか。：**静岡県が、

- (1) 法人Aに対して、上記鑑定評価報酬額（565,400円）の全額を返還請求すること。
- (2) 背信行為の職員との関係で、疑念を抱かせた法人Aを、全ての事務所及び課で、不動産の鑑定評価業務の発注先としての対象から除くこと。
- (3) 憲法、地方自治法、地方公務員法若しくは静岡県職員条例に反するその職員を、直ちに教育指導処分すること。
- (4) その職員の「肩書」を剥奪してやること。そのような職員が上司であることは、その部下たちにとって悲劇であり、不幸である。幸福度日本一を目指す静岡県として、間違いなく不適切である。なぜなら、そのような上司の元にいる静岡県民（職員も静岡県民である）は、絶対に幸福度日本一の民になれないことが100%確定しているからである。
- (5) その他の職員が地方自治法、地方公務員法に反する職員を見聞きした場合には、即座に、人事課監察班の窓口に通報させることを徹底すること。

言い換えれば、職員でありながら、違法職員の存在を通報しないことが、地方公務員法及び静岡県職員条例違反だと徹底すること。

## 4 今後の予定

- (1) 請求人の陳述及び監査対象機関の陳述を次のとおり行う。

|    |                           |                                 |
|----|---------------------------|---------------------------------|
| 区分 | 請求人の証拠の提出及び陳述             | 監査対象機関の陳述                       |
| 日時 | 令和8年7月17日（金）              |                                 |
|    | 午後3時00分から<br>（目安 1時間程度実施） | 左記終了後、準備ができ次第開始<br>（目安 1時間程度実施） |
| 場所 | 県庁東館14階 三委員会会議室           |                                 |

- (2) 地方自治法の規定に従い、令和8年8月2日(日)までに監査結果を出す。(住民監査請求を受け付けた日の翌日から起算して60日以内)